

令和7年度第2回沖縄海区漁業調整委員会議事録

日時 令和7年5月9日（金）
午後 14時05分～16時22分
場所 沖縄県庁6階第2特別会議室

出席者

委員 9名

（会場参加）

上原 亀一 委員 八前 隆一 委員 新立 弘子 委員

（Web参加）

赤嶺 博之 委員 玉城 啓時 委員 西村 昂平 委員

柳田 一平 委員 大谷 健太郎 委員 城間 恒浩 委員

事務局職員

井上 顕（事務局長） 米丸 浩平（主任書記）

松崎 遣大（主任書記）

○事務局（井上） 定刻になりましたので委員会を始めさせていただきますと思います。

まず資料の確認です。本日の資料は議事次第、議案書の2点でございます。資料に不足がありましたらお申しつけください。

それといつもの約束事になります。携帯をお持ちの方はマナーモードの設定をお願いします。ご発言の際には挙手の上、議長の指名を受けた後をお願いします。途中退席される際には挙手の上、議長の許可のもと、退席されてください。

本日もウェブ併用の開始となっております。会場にお越しの方は専用のマイクがありますので、スイッチをオンにしてから発言をお願いします。ウェブ参加の方は、発言される際にマイクをオン、それ以外ではオフをお願いします。カメラは原則として、オンにしてください。

それから会議の資料については通信速度の関係もあり、画面共有しないよう進めていきますが、問題ありませんでしょうか。はい大丈夫そうなので、このまま進めさせていただきますと思います。

ではただいまより、令和7年度第2回沖縄海区漁業調整委員会を開催いたします。

議事に入る前に本日の出席状況を確認させていただきます。本日の出席状況ですが、会場には上原会長、八前委員、新立委員の3名にお越しいただいております。ウェブでは赤嶺委員、玉城委員、西村委員、柳田委員、大谷委員、藤田委員、城間委員の7名にご参加いただいておりますので、定数15名に対し、10名のご出席があり、本日の委員会は成立しております。

本委員会の議事進行につきましては、運営等規定第6条により、議長は会長が務めることとなっております。それでは上原会長、よろしくお願いいたします。

○上原会長 はい。皆さんこんにちは。

これより、本日の議事を進めさせていただきたいと思います。本日は議案が4件、報告事項が2件、提案されておりますので、ご審議をお願いいたします。

審議に先立ちまして、本日の議事録署名人につきましては、大谷委員、新立委員のお二方をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

[第1号議案 浮魚礁の敷設承認申請について]

○上原会長 では議事に入ります。第1号議案、浮魚礁の敷設承認申請について、を提案します。事務局より説明をしてください。

○事務局（米丸） はい、事務局からご説明いたします。議案書1ページをご覧ください。

今回は年度の更新に伴う再承認申請が2基ありますのでご審議をお願いします。委員会指示の抜粋を枠内に記載しておりますのでご確認ください。

前回と同じ再承認申請になります。2ページに承認の流れについて、わかりやすくフロー図を掲載しております。前回同様ですけれども、赤い矢印のところ再承認申請ということで、協議書が不要な申請となっております。ご確認ください。

3、4ページの方に、本日時点の浮魚礁承認等基数の一覧を掲載しておりますのでご確認ください。今回、国頭漁協と与那城町漁協の申請が計8基あります。一番下になりますが、今回審議するのが漁協と市町村の設置分というところになりまして、今年度、設置の予定基数としては146基なんです。現在敷設中のものが121基で、こちらの再承認申請を7月の海区委員会まで順次行っていくということになっております。前回承認済みのものが2基と今回申請が8基ありますので、合計10基の承認が得られる予定で、残り未承認が111基となる予定です。

続きまして5ページの方をご覧ください。こちらに今回の申請の一覧を掲載しております。国頭漁協から中層型の浮魚礁6基と与那城町漁協から表層型の浮魚礁2基の再承認申請があり、8基すべて確認した位置が協議位置から2分以内に収まっており、協議書不要の再承認申請であることを確認しております。

6ページの方に、今回敷設する承認予定のパヤオの位置図を掲載しておりますので、適宜ご確認ください。

7～19 ページに、今回の申請の書類を添付していますのでご確認ください。慣れていないとは思いますが、例えば9ページの方ご覧いただきたいんですけども、こちらが国頭漁協の国頭中層4号という浮魚礁になりますけれども、こちらに確認された緯度経度と礁体の魚探の画像を掲載していただいております。また17ページをご確認いただきたいんですが、こちらが与那城町漁協の表層式の与那城漁協第1号になりますけれども、こちらも同様に確認した緯度経度と、表層型の場合は礁体に名称記載、レーダー反射板、照明の設置が確認できる写真を添付いただいて、敷設状況を確認することになっております。その他の浮魚礁に関しても、ご確認くださいと思います。

事務局からの説明は以上です。ご審議の程よろしくお願いいたします。
○上原会長 はい。ただいま議案についての説明が終わりました。

本件について何かご意見ご質問等ありましたらお願いをします。いかがでしょうか。今回再承認ということですので、特にご意見ご質問がないようですから、お諮りをしたいと思います。よろしいですか。

(はいという声あり)

○上原会長 では、第1号議案について、事務局提案のとおり承認をするということでよろしいでしょうか。

(はいという声あり)

○上原会長 はい、ありがとうございます。ご異議等ありませんので、第1号議案については、提案のとおり承認することといたします。

[第2号議案 ウミガメの採捕承認申請について]

○上原会長 次に、第2号議案、ウミガメの採捕承認申請について、を提案します。事務局より説明をしてください。

○事務局(米丸) はい。事務局からご説明いたします。議案書の方20ページをご覧ください。

ウミガメの採捕承認申請について、今回試験研究目的の申請が2件ありますのでご審議をお願いいたします。こちらが初めての議案になりま

すので下の委員会指示を順に読み上げていきたいと思います。

沖縄海区漁業調整委員会指示 5 第 4 号で、ウミガメに関する委員会指示を規定しております。

採捕の制限。第 1、沖縄海区において、アオウミガメ、アカウミガメ及びタイマイを採捕してはならない。ただしいずれ次のいずれかに該当する者であって沖縄海区漁業調整委員会の承認を受けたものについては、この限りでない。(1)試験研究の用に供しようとする者、(2)養殖の用に供しようとする者、(3)漁業の目的で採捕しようとする者、(4)その他特に必要と認められる者。

承認申請。第 2、ウミガメ採捕の承認を受けようとする者は、ウミガメ採捕承認申請書を委員会に提出しなければならない。

承認の有効期限。第 3、承認の有効期限は次の各号のとおりとする。
(1)第 1 の第 3 号に規定する者。こちらが漁業の目的で採捕しようとする者で、漁業調整規則で、産卵期にあたる 6、7 月の採捕が禁止されていることから、漁期の 8 月 1 日から翌年 5 月 31 日までの期間内で承認の有効期間としております。(2)前号に規定する以外の者。こちらが試験研究や養殖用もしくはその他必要と認められる者に関して、別途、漁業調整規則の方で特別採捕許可を得れば、禁漁期間中の採捕が認められることもありますので、こちらは 6、7 月も含めた 1 年以内の承認をするということとなっております。

次に採捕頭数。第 4、沖縄海区における漁期中の捕獲割当頭数は、タイマイ 28 頭、アオウミガメ 205 頭、アカウミガメ 6 頭とする。ただし、第 1 の第 1 号及び第 4 号に規定する者が委員会のウミガメ採捕の承認を受けた場合は、この限りではない。養殖用と漁業用に関しては、採捕頭数の制限がありますので、この頭数の範囲内で承認を出していくということになります。

最後に承認内容の変更。第 6、第 1 のただし書きの承認を受けた者が、承認の内容を変更しようとするときは、あらかじめウミガメ採捕承認内容変更申請書を委員会に提出し、承認を受けなければならない。

以上のような手続きとなっております。

今回は試験研究ですが、また今後、5 月で漁期が終わりますので、7 月の海区委員会で次漁期の漁業用の採捕承認について審査をしていくという予定をしております。

続きまして 21 ページの方をご覧ください。こちらに今回の採捕承認申請の一覧を掲載しております。今回は琉球大学ライマー教授から、読谷漁協の大型定置網で混獲されたもの及び死亡漂着したアオウミガメ等に

ついて、疾病の基礎的情報収集のために外皮の一部を採取するという申請と、琉球大学ウミガメ研究会ちゅらがーみーから、こちらも読谷漁協定置網における混獲調査ということで、いずれも昨年度と同様の継続の調査として申請が出てきております。採捕頭数ですが、ライマー教授の方だけアオウミガメの承認頭数が変わっており、昨年度 20 頭だったところ、15 頭の申請になっております。

続きまして 22 ページをご覧ください。22 ページ以降にライマー教授の申請書類を掲載しております。今回、継続調査ということで細かい内容まではご説明しませんが、採捕するウミガメの種類及び数量としてはアオウミガメ 15 頭、アカウミガメ 5 頭、タイマイ 5 頭以内ということで、採捕区域としては沖縄県全域。採捕期間が承認の日から 1 年間、主な採捕の方法が、死亡漂着したウミガメ及び生きたウミガメから皮膚を採取する。死亡したウミガメからはメスで皮膚を採取し、生きたウミガメについては腫瘍表面の剥がれかけている皮膚を採取する。採集できない場合又は腫瘍のない個体からは綿棒で表面を拭うことで個体のダメージを最小限にとどめるということになっております。住所に関しては個人情報になることから、議案書の方で伏せておりますが、研究の担当として松川さんが採捕に従事することになります。使用する船舶は、読谷漁協が所有している第八よみたん丸、定置網に用いる漁船です。用途としては沖縄島周辺のウミガメの病気を調査するため、研究内容は別紙のとおりということで、23 ページ以降に試験研究の実施計画書が添付されておりますので、ご確認ください。

タイトルと内容だけ簡単に読み上げていきたいと思います。タイトルは「沖縄県におけるアオウミガメのフィブロパピロマ罹患について」です。内容、ウミガメのフィブロパピロマはアオウミガメに多く見られる腫瘍疾患で、皮膚や内臓に腫瘍を形成する。この腫瘍疾患は、カメヘルペスウイルスが関与していると考えられている。この病気により視野や行動が抑制され死に至る場合もある。日本では報告例がなく、研究が行われておらず、日本国内におけるアオウミガメのフィブロパピロマ罹患状況についてあまりよくわかっていない。しかし腫瘍のついたウミガメの目撃例はあり、今後沖縄県に限らず日本国内で増加することが予想される。また、昨年までの研究で、マレーシアで行われた系統解析の結果と非常に近い配列が得られたが、サンプル数が非常に少ないため、今後サンプル数を増やしていく必要がある。本研究によりウミガメの腫瘍疾患が原因と考えられているウイルスのより詳細な系統関係を明らかにすることで、ウィルスの由来を明らかにし、今後この疾患が増加する可能

性の検討と、本種の保護活動に寄与することを目的としている、というような内容の試験研究となっております。

ページ飛びまして、26, 27 ページに、承認書の案を掲載しておりますのでご確認ください。採捕期間としましては、本日承認をいただきましたら、令和7年5月9日から令和8年5月8日までの1年間を承認の期間としたいと考えております。27 ページに、こちら定型ですが採捕に従事する者とウミガメに関する委員会指示等の注意書きを掲載しております。ライマー教授の方は以上になります。

続きまして 28 ページから、琉球大学ちゅらがーミーからの申請になっております。こちらは昨年と全く変わらないんですが、毎年継続して行われている試験研究になります。

読谷漁協所有の定置網において混獲調査ということで、アオウミガメ 300 頭、アカウミガメ 30 頭、タイマイ 30 頭以内の採捕として、採捕の期間は承認の日から令和8年3月31日までの申請となっております。採捕に従事する者としては、読谷漁協所属の儀間さんと、ちゅらがーミーのメンバーになります。用途は、定置網において混獲されるウミガメ類の生態や回遊経路を把握し、ウミガメ類の保護や研究に役立てるということです。

29 ページから、研究の計画書が添付されておりますので、こちらもタイトルと目的のみ説明したいと思います。タイトルは「沖縄県読谷村漁協の定置網に混獲されるウミガメ類の調査」。目的は、定置網漁業においてウミガメ類はしばしば混獲されており、網にかかったウミガメが窒息し死に至ることも少なくない。都屋漁港の定置網は、水面が解放された状態であるため、ウミガメが混獲されても自力で呼吸ができ、生きたままの状態で見つけられ、これらの混獲個体に対して、種同定、サイズ計測を行った後、個体識別のためタグを装着し放流する。この調査を継続的に行うことにより定置網周辺海域におけるウミガメ類の種組成や個体数の季節的変動を把握すること。また、タグ装着を行うことであまり研究の進んでいないウミガメの回遊経路についても知ることを目的とする、という内容です。

ページ飛ばしまして、34, 35 ページに承認証の案を掲載しておりますのでご確認ください。内容は、申請と同様ですので割愛させていただきます。

長くなりましたが事務局からは以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○上原会長 はい。ただいま、第2号議案、ウミガメの採捕承認申請

についての内容説明が終わりました。

この件について何かご質問ご意見がありましたらお願いをいたします。いかがでしょうか。

特にご意見がないようですのでお諮りしたいと思います。第2号議案について、事務局提案のとおり承認することによってよろしいでしょうか。

(はいという声あり)

○上原会長 はい、ありがとうございます。ご異議ないようですので、第2号議案については、原案のとおり承認することといたします。

[第3号議案 ソデイカの採捕承認申請について]

○上原会長 次に第3号議案、ソデイカの採捕承認申請について、を提案します。事務局より説明をしてください。

○事務局(米丸) はい。事務局からご説明します。

議案書 36 ページをご覧ください。ソデイカの採捕承認申請についてということで、今回沖縄県水産海洋技術センターから試験研究目的の変更申請が1件提出されておりますのでご審議をお願いいたします。

こちらが初めての申請になりますので、下の委員会指示を読み上げていきたいと思っております。採捕禁止期間。第2、沖縄海区において、令和6年10月1日から同年11月30日まで及び令和7年6月1日から同年9月30日までの間、ソデイカを採捕してはならない。こちらのソデイカ委員会指示自体が、10月から翌年9月末までの期間で発動している関係でこのような記載となっております。ソデイカはえ縄漁業の禁止。第3、沖縄海区内におけるソデイカはえ縄漁業の操業を禁止する。ソデイカ旗流し漁業の制限は今回関係ないので割愛しますが、ご承知のとおり、50海里以内は旗数30本以内、50海里を超える場合は50本以内というような制限があります。試験研究等の適用除外。第5、この指示のうち、第2又は第3の規定は、次のいずれかに該当する者であって、沖縄海区漁業調整委員会の承認を受けたものが行うソデイカの採捕等については適用しない。(1)試験研究の用に供しようとする者。(2)その他特に必要があると認められる者。適用除外の承認申請。第6、第5に規定する適用除外の承認を受けようとする者は、ソデイカ採捕承認申請書を委員会に提出し、承認を受けなければならないこととなっております。

続きまして37ページをご覧ください。こちらが今回の水産海洋技術センターからの変更申請書になります。変更の内容としましては、操業方法、これまで中層トロールネット曳きだけだったものを、はえ縄も行い

たいということで、「及びはえ縄擬餌針 500 針以内」という変更を行いたいということです。採捕に従事する者の住所及び氏名、採捕従事者の変更ということで、こちらは別添になります。変更の理由としては、新規事業によるソデイカ調査の拡充と人事異動による調査員・船員の変更ということです。

細かい内容に関しては 38 ページをご覧ください。まず採捕従事者の変更ですが、上側が現在の承認内容、下側が変更しようとする内容になっております。住所は消しておりますが下線を引いているところが変更のあるメンバーになっており、今回異動のあった図南丸の船員と水産海洋技術センターの研究員の方になります。

続きまして 39 ページからをご覧ください。こちらに試験研究の実施計画書を掲載しております。こちら先ほど同様、タイトルと内容を読み上げていきたいと思っております。持続的なソデイカ漁業推進に向けた禁漁期におけるソデイカ生態調査ということで、こちらは昨年 10 月から採捕承認を得ている内容の変更になります。

内容。本調査は、令和 7 年度から始まった新しい調査であり、漁業調査船「図南丸」を活用して、ソデイカの資源生物学的特性を解明し、ソデイカの生態に則したより高度な資源管理策の立案を目指すことを目的としている。

沖縄県水産海洋技術センターでは、これまでの漁期中におけるソデイカの資源生態の解明に取り組んできた。しかし禁漁期中の標本が欠如していることや、初期生活史の情報が乏しいことにより、ソデイカの資源特性を十分に把握できていない。それに伴い、資源量推定による資源評価や、加入乱獲抑制を目的とした管理策、(数量管理等)の提言まで至っていない。

本調査では、これまでの調査に加え、LC ネットを用いた稚イカの採集を拡充し、はえ縄によるソデイカの標本収集を実施する。事業期間は令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 3 年間を予定している。

今年度からの新規事業とありますが、この前身事業というのもありまして、そちらでは初期生活史の調査ということで LC ネット中層トロールネット曳きの調査のみを行っていたところですが、やはり禁漁期が半年間ありますので、禁漁期中の標本が足りないということで、はえ縄を禁漁期中に行いたいということで、はえ縄の変更承認申請も上がってきているという内容になっております。以降はちょっと長くなりますので、各自ご覧いただければと思います。

少しページが飛びまして 43 ページから、現在の承認証を掲載しており

まして、操業方法はLC ネットのみになっております。45 ページから、今回の承認書の案を掲載しております、操業方法のところ。LC ネットに加えて、はえ縄（擬餌針 500 針以内）というものを追記しています。その他は 46 ページ、採捕従事者になりますが、こちらも申請のとおり変更する予定にしております。

事務局からの説明は以上になります。ご審議のほどよろしく願います。

○上原会長 はい。ただいま第 3 号議案についての説明が終わりました。

本件について何かご意見ご質問等ありましたらよろしくお願いします。いかがでしょうか。

（はいという声あり）

○上原会長 はい、西村委員どうぞ。

○西村委員 この採集数量の部分で、稚イカと小型大型含めて 1370 個体以内と書かれてるんですが、この数量はそのデータ構築のために最低限必要な数量なのか、それともちょっと余裕を持った数量なのかというのをちょっと聞きたいんですけれども。

○上原会長 はい。事務局どうぞ。

○事務局（米丸） はい、39、40 ページの数量は、ソデイカの委員会指示に関しては採捕数量という承認の項目がないんですけれども、基本的には最大限採捕する予定の数量、記載した数量超えないように余裕を持った数量で申請をしていただいております。なのでこれだけの数量がないと調査ができないというわけではなく、40 ページに書いてありますが、取れたとしても最大 450 個体というものを予定しているということになります。

○西村委員 であれば、この数量に満たなくても、調査の目的に活用可能な計画という理解でよろしいでしょうか。

○上原会長 はい、事務局。

○事務局（米丸） すみません。研究の担当ではないので、ちょっと後程確認させていただきたいと思いますが、基本的には採捕した数量でできる範囲の調査を行うということと認識しております。

○西村委員 わかりました。じゃあそこだけ正確な情報をいただければ。

○事務局（米丸） はい。どれぐらいの数量があれば調査に支障がないのかを確認したいということによろしいですか。

○西村委員 そうですね。私としては、この調査は是非ともやってい

ただきたいですし、結果とかちゃんとしたデータとして出してもらえた方がいいんですけども、初めてのことなので未知数な部分も多いでしょうけど、禁漁期間にこれだけの操業回数で果たしてどれぐらいの個体数が捕れるのかは私もわからないと思うんですよ。採捕数量がデータの構築に必要な分が取れなかった場合という可能性も考慮されてるのかというのが気になったんでね。

○上原会長 言ってる意味は大体わかるので。はい、事務局。

○事務局（米丸） はい、事務局からお答えします。

今の内容は、水技センターの方にお伝えして、情報を聞き取った上で皆様にお伝えしますし、特に西村委員はソデイカもされていますので、もし細かい内容が知りたいということであれば、直接水産海洋技術センターの方に問い合わせただけければ、もっと詳しい話は聞けるかと思えますので、そちらもご検討いただければと思います。

よろしくお願いいたします。

○西村委員 いえ、ありがとうございます。

○上原会長 はい。ありがとうございます。他にございますか。

はい。特にこの件について、他にご質問等ないようですので、お諮りいたします。第3号議案について、事務局提案のとおり承認するというところでよろしいでしょうか。

（はいという声あり）

○上原会長 よろしいですか皆さん。はい、ありがとうございます。

ご異議ないようですので、第3号議案については事務局提案のとおり承認することといたします。

[第4号議案 与那国島周辺海域における国際ひき縄釣り大会に関する委員会指示の発動について]

○上原会長 次に第4号議案、与那国島周辺海域における国際ひき縄釣り大会に関する委員会指示の発動について、を提案します。事務局から説明をしてください。

○事務局（米丸） それでは説明させていただきます。

議案書47ページをご覧ください。本件に関しては、継続の委員の方は昨年度から、新委員の方も先月この委員会指示の発動について、内諾をいただいていたところですが、順に読み上げていきたいと思えます。

外国人のひき縄づりに関しては、「外国人漁業の規制に関する法律（外規法）」及び「排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（漁業主権法）」に基づいて禁止されています。括弧書き

が重要なんですけれども、（ただし農林水産大臣が、水域・期間を指定して告示した場合に限り認められる。）ということになっております。

現在、与那国町と与那国町漁協から、地域振興のために国際カジキ釣り大会を開催したいという意向があり、告示にあたって漁業調整上、無秩序な採捕や漁場利用上の紛争が生じる恐れがないよう、海区漁業調整委員会指示による遊漁ひき縄ぶりの規制についてこれまで協議してきたところです。

前回の委員会において、指示を発動することについて内諾をいただきまして、それを踏まえて水産庁の方で告示改正に向けたパブリックコメント等の手続きが進んでいるところです。こちらは今手続きが進行中なんですけど、つきましては、農林水産大臣の告示が無事改正され次第、別添の委員会指示を発動することについてご審議いただければと思います。

委員会指示の内容的なものに関しては、前回から変更がありません。ただ、本県の法規担当部署と現在協議中で、内容の変更を伴わない文言の修正が若干生じております。また修正が完了したら、修正後の指示を皆様にお送りしたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

先に指示発動までのスケジュールを説明しますが、八重山漁協、竹富町、石垣市、いわゆる水域を利用する関係者から、主催者の方で同意書は取得済みで、それを受けて与那国町及び与那国町漁協から海区漁業調整委員会に、今年4月9日付で指示発動の要望をいただいているところです。この要望を受けまして、委員会指示発動の手続きを進めているところですが、それが以下の表に掲載しております。

少し色が薄くなっているところまでが処理済みになりますが、先月4月11日の委員会で、指示を発動することについて内諾をいただいた後、県から国へ告示改正して欲しいという要望書を提出しております。これを受けて4月14日から1ヶ月間、水産庁の方で告示改正のパブリックコメントを実施しており、こちらが13日までの期間となっております。

5月9日の委員会で、指示を発動することについて決議をいただき、並行して水産庁の方でもパブリックコメント終了後、告示改正に向けた手続きを進めていただきまして、農林水産大臣の告示改正とあわせて、指示を発動する予定にしております。

6月の海区委員会が13日に予定しているんですが、そちらで与那国のカジキ釣り大会について承認をして、7月5、6日の土日に海区の承認と農林水産大臣の告示の改正が揃えば、外国人が参加可能な大会としてカジキ釣り大会ができるということになります。

委員会指示の内容を48ページ以降に記載しておりますので、ご確認下

さい。まだちょっと修正中ですので、修正が完了次第、皆様に最終版を共有したいと思いますが、内容の変更は伴わないものになります。

今回初めて聞くという方のためにも簡単に説明しますと、農林水産大臣の告示では、水域と期間を指定して、外国人が遊漁のひき縄釣りができるというような立て付けになっております。国の方針として、漁業調整上適切に管理できていることが確認できないと告示ができないという話が最初にあり、それを受けて、委員会指示でその期間中に遊漁のひき縄つりができるものを限定してはどうかということで、この指示を発動するという予定になっております。

それで、第2の水域と期間というのは、農林水産大臣の告示、また与那国の大会の海域と期間の全く同じものになりますが、この水域と期間において遊漁ひき縄釣りをを行う場合は、海区委員会の承認を受けた大会に参加して行わなければならない、というような指示を発動する予定としております。その他、細かいところは内容を読んでいただいて、質問等は問い合わせいただければと思います。よろしくお願いします。

あとは52ページに、具体的な海域図をつけておりますので、ご確認いただければと思います。53, 54ページに、関係法令の記載がありますので、各自でご確認いただければと思います。

事務局からは以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○上原会長 はい。ただいま第4号議案について説明がありました。

本件について何かご意見ご質問等ありましたらよろしくお願いします。いかがでしょうか。

○城間委員 議長よろしいですか。

○上原会長 はい、城間委員どうぞ。

○城間委員 はい。念のため確認なんですけど、48ページの指示内容の案の第2の方なんですけど、期間が7月の第1土曜日、7月1日が土曜日に当たるときは…というふうに書いてあるんですけど、これ延期されたりそういうことはないということですか。この日開催できないとなった場合には中止になるということによろしかったでしょうか。

○上原会長 はい、事務局。

○事務局（米丸） はい、おっしゃるとおり、延期はなくて中止になるということです。

○城間委員 はい、わかりました。ありがとうございます。

○上原会長 はい、ありがとうございます。他ございますか。

この件は何回か委員会の方で付議していますので、特になければお諮りをしたいと思います。よろしいですか。

(はいという声あり)

○上原会長 はい。では第4号議案について、事務局提案のとおり、大臣の告示が無事改正されるということをもって委員会指示を発動するということで承認してよろしいですか。

(はいという声あり)

○上原会長 はい、ありがとうございます。

ご異議ありませんので、第4号議案については、事務局提案のとおり承認することといたします。

はい、本日の議案としては以上でございます。

[報告事項1 くろまぐろ令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について]

○上原会長 続いて、報告事項が2件ございますので、順次、事務局から報告をお願いいたします。

○事務局(松崎) はい。それでは事務局から報告いたします。

まず報告事項1、くろまぐろ令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について、ご説明をいたしますので、資料55ページをご確認ください。

本件は令和7年4月16日付けで変更した件について、背景等を含めてご報告をさせていただくものとなっております。一段落目から順に読み上げをさせていただきますので、ご一緒にご確認をお願いいたします。

令和7年1月9日、くろまぐろに関する令和7管理年度における沖縄県の都道府県別漁獲可能量の当初配分は、体重30kg未満のくろまぐろ(小型魚)が1.0トン、体重30kg以上のくろまぐろ(大型魚)が236.5トンとなることが農林水産大臣より通知されております。別添1に通知書の掲載がございまして、資料の56ページにございますのでご確認をお願いいたします。

では次の段落に進みます。令和7年2月5日、水産庁資源管理部漁獲監理官より、小型魚から大型魚への不等量交換に伴う漁獲可能量の変更に係る要望調査(別添2)があり、県は令和7年2月6日、小型魚1.0トンを0.1トンに、大型魚236.5トンを237.8トンに変更することを要望し、令和7年4月11日付けで農林水産大臣より都道府県別漁獲可能量を変更する旨が通知されております。

まず別添資料からご一緒にご確認いただきたく存じます。別添2が資料の57ページに掲載がございまして、水産庁資源管理部漁獲監理官から、くろまぐろ(小型魚)からくろまぐろ(大型魚)への不等量交換に伴う漁獲

可能量の変更に係る要望調査として、県に文書が通達されているものになります。こちらの不等量交換というものを、簡単にご説明をさせていただきますと、くろまぐろの資源管理に取り組んでおります WCPFC という国際漁業管理団体が、小型魚の漁獲枠を 1.47 倍して大型魚に転換することを認めており、これに準じた転換の要望調査が国から各都道府県にあったものになります。

では次に別添 3 をご確認くださいたく存じますので、58 ページをご覧ください。こちらが先ほどの国からの要望調査に対して、県水産課長から回答させていただいたものになります。変更の内容につきましては、下記の表にございますので、各自で内容の確認をお願いいたします。

別添 4 のご確認に進めたく存じます。次の 59 ページをご覧ください。沖縄県からの回答を受けて、国からは令和 7 年 4 月 11 日付けでこちらの通知があり、要望のとおり都道府県別漁獲可能量を変更することが通達されているものとなっております。

それでは説明に戻らせていただきますので、55 ページにお戻りください。それでは 3 段落目から読み上げます。県は沖縄県資源管理方針別紙 1－1 において、小型魚の知事管理漁獲量を、都道府県別漁獲可能量のすべてとし、同方針別紙 1－2 において、大型魚の都道府県別漁獲可能量が増減した際は、前期又は後期の漁獲可能量を増減させることを定めていることから、小型魚及び大型魚の知事管理漁獲可能量を変更する必要があります。

では、別添 5 に資源管理方針の別紙を掲載しておりますので、一緒に確認をお願いいたします。資料の 60 ページをご覧ください。沖縄県資源管理方針別紙 1－1、くろまぐろ(小型魚)に関する記載となっております。こちらの第 3、漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準に、漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された都道府県別漁獲可能量とし、留保枠は設定しないということが定められております。

では、次の 61 ページに大型魚についての記載がございますので、一緒にご確認をお願いいたします。別紙 1－2、くろまぐろ(大型魚)と記載されたものになります。こちらの第 3 の 5 をご覧ください。読み上げます。国の資源管理基本方針の変更等により、本県に配分される都道府県別漁獲可能量が増減した場合、前期中であれば前期の知事管理漁獲可能量、後期中であれば、後期の知事管理漁獲可能量をそれぞれ増減するものとする、として方針を定めているものとなっております。

それでは、見出しのご説明に戻らせていただきますので、55 ページを再度ご覧ください。こちらの 4 段落目から読み上げます。漁業法第 16 条

第2項において、知事は知事管理漁獲可能量を変更するとき、関係海区漁業調整委員会に意見を聴くことが規定されていることから、令和7年3月10日付け沖縄県諮問農第16号により、沖縄海区漁業調整委員会へ諮問し、令和7年3月14日付け漁調委第214号において、本県への配分が増減した場合かつ沖縄県資源管理方針に規定する配分の基準に即して行われる知事管理漁獲可能量の変更について、異議のない旨を答申いただいているものです。

では別添6でこちらの内容確認をさせていただきますので、63ページをご覧ください。沖縄県から海区漁業調整委員会へ諮問をさせていただいた際の諮問書となっております。別添2の部分で、令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について、諮問させていただいているものになります。次の64ページに別紙2の記載がございます。こちらの2、取り扱いの①、国の資源管理基本方針等の変更により本県への配分が増減した場合についての変更を諮問させていただいている内容となっておりますので、ご確認をお願いいたします。

そして、次のページ、別添7が、海区漁業調整委員会から答申をいただいたものとなっております。令和7年3月14日付け漁調委第214号で、異議のない旨ご回答いただいているものとなっております。

それではご説明に戻らせていただきますので、55ページご覧ください。最後の段落、非常に短いんですが、以上を踏まえ県は、令和7年4月16日付で知事管理漁獲可能量を変更し、別添8のとおり公表しましたので報告いたします。

その公表資料が資料66ページの別添8となっております。小型魚の知事管理漁獲可能量が0.1トン、大型魚の都道府県別漁獲可能量が237.8トンとなったことを受けて、知事管理漁獲可能量につきましては、前期が203.2トン、後期が1.0トン、太平洋沿岸が10.0トンという形で変更をさせていただいております。

変更の内訳につきましては次の67ページに新旧対照表を掲載させていただいておりますので、ご確認をお願いいたします。

一番最後の68ページに参考資料といたしまして、5月7日時点のくろまぐろの漁獲状況を掲載させていただいておりますので、こちらも併せてご確認ください。事務局からの説明は以上となります。

【報告事項2 広域漁業調整委員会の互選委員の選出について】

○事務局（米丸） 続きまして報告事項2について事務局からご報告させていただきます。議案書の方69ページをお開きください。

広域漁業調整委員会の互選委員の選出についてということで、漁業法第 152 条第 1 項に基づき設置する日本海・九州西広域漁業調整委員会について、同法第 153 条第 3 項第 1 号の委員、いわゆる都道府県互選委員の任期が令和 7 年 9 月 30 日で満了することから、当委員会において新たな委員を互選する必要がありますので、その概要をご報告いたします。

なお、今回は報告になりますが、本件については、次回の委員会において、委員の互選を協議する予定ですので、あらかじめご了解のほどよろしくお願いいたします。

70 ページが、水産庁から互選委員を互選して、7 月 31 日までに結果を報告してくださいという依頼文になっております。

71 ページに、広域漁業調整委員会の概要を記載しております。委員会の設置、広域漁業調整委員会は、都道府県の区域を越えて広域的に分布回遊する資源を対象とした資源管理に関する事項について、協議調整を行うことを目的に、平成 13 年の漁業法の改正により国の常設機関として設置されていまして、下の太平洋広域、瀬戸内海広域、日本海・九州西広域という 3 つの広域漁業調整委員会が設置されております。

また、委員会の効率的な運営のため、資源の分布、利用等に応じ関係委員により構成される部会が設けられており、太平洋広域に関しては太平洋北部会、太平洋南部会、日本海・九州西に関しては、日本海北部会、日本海西部会、九州西部会という部会があります。

72 ページに、広域漁業調整委員会の海域区分というものが図示されておりますのでこちらもご確認いただければと思います。沖縄県に関しては、日本海・九州西の広域漁業調整委員会に所属するという事になっております。

71 ページに戻りまして、2 つ目。委員会の機能ですが、広域的に分布回遊する資源を対象とした資源管理に関する事項について、協議調整を行います。①複数都道府県にまたがる海域を回遊する魚種の資源管理についての検討、②資源管理措置の適切な実施を担保するための「委員会指示」の発動、③①に関連する漁業調整、といった事項です。

3 つ目。委員の構成ですが、各委員会は都道府県ごとに互選する沿岸漁業の代表者を主とする海区代表者と国が選任する沖合漁業の代表者を主とする関係漁業の代表者（瀬戸内海を除く）並びに学識経験者で構成され、それぞれの構成委員は次のとおりです。太平洋が全 28 名、瀬戸内海が全 14 名、日本海・九州西が全 29 名。日本海・九州西の内訳としては、都道府県互選委員 19 名、農林水産大臣選任委員が漁業を営む者 7 名と学識経験者 3 名となっておりまして、こちらの内訳も 73 ページにそれ

ぞれ記載されておりますので、後程ご確認いただければと思います。

具体的にどういうことを議論しているのかというのが、74 ページに直近で開催された日本海・九州西広域漁業調整委員会の議事次第を掲載しています。2月25日に開催されたものになりますが、本県に関係するものとしては、先ほど報告があった太平洋くろまぐろに関する指示、ここでは遊漁に関する委員会指示について議題とされておりますが、くろまぐろに関しては、本県はえ縄漁業を除いて、基本的にくろまぐろを捕ることを目的とする場合は、広域漁業調整委員会指示の沿岸くろまぐろ漁業の承認を受けなければならない、というような指示が発動されていたりというふうな議論になっております。

75 ページがその時の委員名簿になってまして、任期は4年間になりますけれども、都道府県互選としましては沖縄県から藤田委員の方が前回互選されておりました、大臣選任委員の中にも漁業者代表で山内委員がまぐろはえ縄の代表として参加しております。

今回、都道府県互選委員としてどなたを選出するかということを、次回委員会で諮りたいと思っております。

76 ページに関連するものとして、くろまぐろ遊漁に関する周知ポスターを掲載しております。また77 ページに係法令を載せておりますので、ご参考までにご確認いただければと思います。

今回は報告になるんですが、幅広く水産資源に精通された方ということで、これまで前回、前々回も藤田委員を互選して広域漁業調整委員として務めていただいております。

特に今回、我こそはという方がいなければ、引き続き藤田委員に受けてもらえないか打診はしたいと思うんですが、我こそはという方がいれば、この場で手を挙げていただければと思います。

事務局からの報告は以上になりますが、よろしく願いいたします。

○上原会長 はい。ただいま報告事項について2件ございましたが、この件について、特に何かご質問、ご意見がありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

はい。報告事項については特にございませんか。よろしいですね。

では進めさせていただきます。以上で本日の議事はすべて終了しますので、最後に附帯決議を取らせていただきます。

本日は議事決議中、内容の変更を伴わない簡単な文言や字句の修正については、事務局に一任するというところでよろしいでしょうか。

(はいという声あり)

○上原会長 はい、ありがとうございます。

それでは、進行を事務局に戻します。委員の皆様、スムーズな進行ありがとうございました。

○事務局（井上） はい。上原会長、議事の進行ありがとうございました。また委員の皆さんもお忙しいところ、ご参加いただきありがとうございます。

赤嶺委員につきましては、第1号議案の説明の途中に出席されていたことをここに申し添えます。

事務局から、次回の委員会日程についてアナウンスいたします。

令和7年度第3回委員会は6月13日金曜日14時からの開催予定となっております。会場は今回と同じく県庁6階第2特別会議室で、ウェブを併用とした開催を予定しております。ご参加よろしく申し上げます。

ちょっと今日3人しか会場にいませんので、できれば会場へ来ていただけるとちょっと寂しさも紛れるので、よろしくお願いいたします。

最後にご質問、ご確認事項がございましたら発言お願いいたします。

それでは、これをもって終了させていただきたいと思います。ウェブ参加の委員の皆さんは、ご退席いただいてもかまいません。

本日はどうも大変お忙しい中、ありがとうございます。次回もよろしくお願いいたします。では失礼いたします。

○上原会長 はい、お疲れ様でした。

（お疲れさまでしたという声あり）